

第25期宝塚市農業委員会

令和7年第3回議事録

(2025年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和7年3月19日

(2025年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和7年第3回議事録

1. 日 時 令和7年(2025年)3月19日(水)14時00分～15時30分

2. 場 所 大会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 溝渕良樹 係長 木元富夫、飯田啓貴 事務職員 永井敬善、岡村美佑

10. 議 題

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 1 議案第63号 | 非農地証明願の件 |
| 2 議案第64号 | 農用地利用集積計画決定の件 |
| 3 議案第65号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件 |
| 4 議案第66号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件 |
| 1 報告第64号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 |
| 2 報告第65号 | 農地法第4条第1項第7号の規定を準用する一時転用届出の件 |
| 3 報告第66号 | 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件 |
| 4 報告第67号 | 盛土承認願の件 |
| 5 報告第68号 | 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件 |

6 報告第69号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨
の証明の件

令和7年第3回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和7年3月19日

開会 14時00分

○林会長 本日は、欠席者はなしてございます。総会が成立しております。本日の議事録署名人は5番の逢坂委員、6番の阪上照一委員のお二人にお願いしたいと思います。それでは総会を始めたいと思います。事務局長から諸般の報告をお願いしたいと思います。

(諸般の報告)

○林会長 はい、ありがとうございました。報告は終わりました。何か御意見・御質問等ございますか。特にないようですので、それでは議案審議に移りたいと思います。議案第63号「非農地証明願の件」を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 着座で失礼します。では議案書の1ページを御覧ください。議案第63号「非農地証明願の件」、別紙のとおり非農地証明願がありましたので御審議願います。令和6年(2025年3月19日)宝塚市農業委員会会長林、五郎。では2ページ目を御覧ください。全部で2件ございます。1件目が願出人が(住所)、(氏名)さん、ほか5名です。届出申請地が、御殿山(地番)、地目は田、地積は31㎡、所有者は下のその他を御覧ください。(住所)、(氏名)さんと(住所)、(氏名)さんと、(住所)、(氏名)さんと、(住所)、(氏名)さんと、(住所)、(氏名)さんと、(住所)、(氏名)さんの5名になっております。合わせて合計6名です。農地でなくなった時期と状況につきましては、平成12年頃から宅地の庭の一部として利用されておりました。証明を必要とする理由は、登記地目変更のためです。位置図につきましては、4ページを御覧ください。続いて2件目です。願出人は、(住所)、(氏名)さん、申請地は、口谷東(地番)、地目は畑、地積は186㎡、所有者は願出人の(氏名)さんです。農地でなくなった時期と状況は、20年以上前から自宅の庭として利用されておりました。証明を必要とする理由は、登記地目変更のためです。その他といたしまして、土地の全部事項の証明書の添付と1985年の航空写真の添付がございました。位置図につきましては、5ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見を伺いたいと思います。御殿山の関係、古野委員。

○古野委員 問題はないかと。

○林会長 2件目、口谷東の関係、阪上照一委員。

○阪上照一委員 はい。以前から庭の一部に、庭として利用していた部分がある。今回は、息子の家を建てたいので非農地証明願を出されました。特に問題はないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で本件に対しまして何か御意見・

御質問ございますか。特にないようですので採決いたします。非農地証明願いの件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に議案第64号「農用地利用集積計画決定の件」を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 はい。では議案書の6ページを御覧ください。議案第64号「農用地利用集積計画決定の件」、宝塚市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

では次の7ページを御覧ください。全部で6件ございます。1件目と2件目が同じ農地になります。1件目の届出人の貸主のほう(住所)、(氏名)さん。借主が、神戸市中央区下山手通5丁目6番18号、公益社団法人ひょうご農林機構。届出地が、切畑字(地番)、ほか2筆です。地目は田、地積は、3筆合計で2,842㎡です。始期は、公告日で終期が令和16年3月31日の存続期間が10年です。利用権の種類は、使用貸借権で年間賃借料は0円です。その他といたしまして届出地の内訳です、切畑字(地番)、田、616㎡と、切畑字(地番)、田、1,485㎡と、切畑字(地番)、田、640㎡の3筆となっております。位置図につきましては、10ページを御覧ください。2件目なんです、こちら中間管理を通しての貸借になりますので、間にひょうご農林機構という機関が入った貸借になります。同じ農地に関してです。貸主が神戸市中央区下山手通5丁目6番18号、公益社団法人ひょうご農林機構です。借主が(住所)、(氏名)さん。届出地が、切畑字(地番)、先ほどと同じほか2筆です。地目は田、地積は合計で2,842㎡。始期が公告日、終期が令和16年3月31日の存続期間が10年で、利用権の種類は使用貸借権です。位置図につきましては同じく10ページを御覧ください。では3件目です。貸主が(住所)、(氏名)さん、借主が(住所)、(氏名)さんです。申請地は、波豆字(地番)、ほか1筆。地目は田、地積は2筆合計で1,499㎡です。始期は、令和7年4月1日から令和37年3月31日の30年間です。利用権の種類は賃借権で、年間の賃借料が2筆合計で1万4,990円。その他といたしまして、届出地の内訳が、(地番)、田、966㎡と(地番)、田、532㎡です。位置図につきましては、11ページを御覧ください。あと続けて4件目です。貸主が(住所)、(氏名)さん、借主が先ほどと同じく(住所)、(氏名)さん。申請地が、波豆字(地番)、地目は田、地積が909㎡です。始期が令和7年4月1日から令和37年3月31日の、先ほどと同じく30年間です。利用権の種類は賃借権で、年間の賃借料が、9,090円です。位置図につきましては、同じく11ページを御覧ください。続けて5件目です。貸主が(住所)、(氏名)さん、ほか1名で、借主が同じく(住所)、(氏名)さんです。申請地が、波豆字(地番)のほか2筆で、地目が田、地積は3,621㎡、こちらが3筆合計の面積です。始期が同じく令和7年4月1日から令和37年の3月31日までで、存続期間が30年間。利用権の種類は賃借権で、年間の賃借料が3万6,210円です。その他といたしまして、申請地の内訳が大北(地番)と大北(地番)、地目は田、1,346㎡と上ノ池東掛(地番)、田、地積1,195㎡です。位置図につきましては、11ページを同じく御覧ください。では続いて6件目です。貸主が(住所)、(氏名)さんです。借主が、(住所)、(氏名)さんで

す。申請地が、大原野字（地番）と（地番）で、どちらも地目は田、地積は2筆合計で568㎡です。始期は令和7年4月1日から終期が令和10年の3月31日の3年間で、利用権の種類は、賃借権です。年間の賃料は2筆合計で7,000円です。位置図につきましては、12ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございます。説明は終わりました。1件目、2件目、地区委員としては私でございます。管理不足的な面もあり非常に問題のあるような状態にはなっていたわけですが、それを、いわゆる県と市が見て復旧してみたいね。

○事務局 ほぼほぼ地域の方がね、はい。してくださって。

○林会長 復旧してくれて、それで新たにひょうご農林事業が預けて、それをまた（氏名）さんが借りるというような形になりました。これについては借りる人もしっかりした人ですので、これは問題ないと思います。次に3件目、4件目、5件目、6件目、いわゆる波豆、大原野の関係。船岡委員。

○船岡委員 はい、問題はないと思います。

○事務局 こちら私のほうから少し説明させていただきます。以前からですね、農地のあっせんとかで宝塚市内の就農を希望されてました企業さんなんですけど、西宮市の（氏名）、建設業のほうの企業さんなんですけども。令和4年度の新規就農フェアを県で開催してるときに宝塚市のブースを訪問いただきまして、その際にそういう企業として就農したいという御希望を聞いて以来、市内というか西谷の各所でいろいろ候補地を探してこられたんですけど今回やっとと言いますか、波豆のほうの農会長さんなり上田推進委員なりの御尽力があって、ここで契約の運びになりました。（氏名）自体は建設業で、その取締役がこの（氏名）さんになります。本社自体は20名足らずの従業員の小さな会社なんですけど、下にとび職、その他職人さんを何百人と抱えてはるような会社になりまして、当初私どものほうで相談を受けたときからですね、そういうとび職の職人の方が定年の延伸とか、延長とかもあって高齢になられたり、現場でけがされたり、病気されたりして現場に出れない従業員の方を永続的に雇用できるような環境をつくっていきたいということで、農業参入を検討されてきました。今回この波豆のほうの農地でめどがついたことで、ここにあります玉瀬字（地番）のほうに事務所を置かれた（氏名）という子会社を創られたということで、親会社は今申し上げました（氏名）という建設業になります。取締役は同じ（氏名）で、今回の3筆を合わせて6,000㎡ほどになるんですけど、位置図の11ページを先ほど見ていただいたかと思うんですけど、波豆の一角を6,000㎡と、かなりまとまった形で今回借り入れされまして30年という長期の賃貸の契約を結ばれて、ここにビニールハウス、農業施設を造られて当面は高うね式でアスパラガスの生産を計画されております。概略としてはそういう借主さんです。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員でこの関係につきまして何か御意見・御質問はございますか。特にないようですので採決いたします。「農用地利用集積計画決定の件」について決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（挙手）

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件」を議題といたします。事

務局から説明願います。

○事務局 では議案書の13ページを御覧ください。議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件」、別紙のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。では14ページを御覧ください。1件ございます。申請人のうち譲受人が、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が、(住所)、(氏名)さんです。申請地は、大原野字(地番)、地目は畑、地積は121㎡です。譲受人の現在の耕作面積は0㎡で家族人数はお二人です。調査書は、また後ほど御説明いたします。利用権の種類については、所有権の移転となります。では調査書の説明をいたします。15ページを御覧ください。譲受人が先ほどと同じく(氏名)さんで、譲渡人が、(氏名)さんです。第2項第1号全部効率利用につきましては、譲受人は新規就農者の方ではありますが農家の御出身で、農作業等の経験があり隣接の宅地の購入をしていることから農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人につきましては、譲受人は個人のため適用はございません。第2項第3号、信託につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号、農作業常時従事につきましては、譲受人の方は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。農業従事者は、譲受人の方を含め世帯員2名で、年間従事日数はそれぞれ150日です。第2項第5号、転貸禁止につきましては、許可申請に係る土地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。第2号第6号、地域調和につきましては、申請地は譲受人の方は野菜及び花木を自家消費として生産予定です。譲受人の方は本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお3月7日に事務局2名、農業委員会会長代理、農業委員4名が申請者立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。位置図につきましては、次の16ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見を伺いしたいと思います。福本委員。

○福本委員 私3月7日の現地調査にちょっと行けなかったんですが、そのとき、ここの農地等で問題ないと思います。管理されるところですので問題ないと思います。

○林会長 はい。農業委員、推進委員でこの関係につきまして何か御意見・御質問ございますか。特にないようですので採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。

全員が賛成ですので、許可することといたします。次に議案第66号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件」を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、17ページを御覧ください。議案第66号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件」、別紙のとおり生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者の証明願がありましたので、御審議願います。では次の18ページを御覧ください。こちらは2件ございます。1件目が申請者が、(住所)、(氏名)さん。申請地は、山本東(地番)、ほか1筆で

〔地番〕です。地目はどちらも田、地積は2筆合計で283㎡です。耕作者は〔氏名〕さんです。証明する従事者は〔地番〕さん。申請理由は、〔個人情報〕。位置図につきましては、19ページを御覧ください。では2件目です。申請者は、〔住所〕、〔氏名〕さん。申請地は、山本南〔地番〕とあと1筆、〔地番〕の2筆で、地目は田、地積は、2筆合計で1,407㎡です。耕作者は、〔氏名〕さんで、証明する従事者も同じく〔氏名〕さんです。申請理由は、〔個人情報〕。位置図につきましては20ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見を伺いしたいと思います。1件目、2件目、金岡委員。

○金岡委員 〔個人情報〕、その後、十分そこでやっておられるのを確認しておりますので問題はないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か御意見・御質問ございますか。特にないようですので採決いたします。「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件」について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明することといたします。

続いて報告事項に移ります。報告第64号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは議案書の21ページを御覧ください。報告第64号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」、別紙のとおり農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち専決処分したものについて報告します。それでは22ページを御覧ください。全部で3件ございます。1件目、届出者、〔住所〕、〔氏名〕さん。届出地、中筋〔地番〕、地目、田、地積、226㎡、耕作者、〔氏名〕さん。転用目的、住宅用地。造成期間が、令和7年4月1日から10日間。建設期間が令和7年7月31日から105日間。施設の概要が、構造が木造2階建て1棟、面積が延べ床面積117.18㎡です。その他としまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地はないため同意書の添付はありません。全部事項証明書の添付がございません。位置図につきましては24ページを御確認ください。続きまして2件目です。届出者、〔住所〕、〔氏名〕さん。届出地、口谷東〔地番〕、ほか1筆、地目が田、地積が2筆合計924㎡。耕作者が、〔氏名〕さん。転用目的が、コンテナ事業です。造成期間が令和7年4月30日から120日間。建設期間が令和7年4月30日から120日間。施設の概要が、構造がアスファルト舗装、コンテナ29棟。面積がコンテナの敷地面積として499㎡です。その他としまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地の同意書の添付、全部事項証明書の添付がございません。申請地は、口谷東〔地番〕、田、626㎡及び〔地番〕、田、297㎡です。位置図につきましては、26ページを御確認ください。続きまして、3件目です。届出者が、〔住所〕、〔氏名〕さん。届出地が安倉南〔地番〕、ほか1筆、地目が田、地積、592㎡。耕作者、〔氏名〕さん。転用目的が、住宅用地。造成期間が令和7年4月1日から30日間。建設期間、令和7年7月1日から180日間。施設の概要は、構造が木造2階建て1棟、面積が、延べ床面積、約214.49㎡。その他としまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地はないので同意書の添付はございません。全部事項証明書の添付がございません。申請地は安倉南〔地番〕、田、15

2㎡及び(地番)、田、440㎡です。位置図につきましては、28ページを御確認ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございます。説明は終わります。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。中筋の関係、今里委員。

○今里委員 届出者の(氏名)さんのお孫さんが家を建てたいということで、今回申請して転用したいということで、水利組合の同意書があり、隣接農地はないし何も問題はないと思います。

○林会長 はい。ありがとうございます。それでは2件目、口谷東の関係で阪上照一委員。

○阪上照一委員 はい。コンテナ事業、コンテナの貸倉庫ですね。事業をやりたいということで申請されております。隣接農地の方も水利組合も皆、同意できてますし、自分で説明されたということですので現地を確認し、特に問題はなかったと思います。

○林会長 ありがとうございます。3件目、安倉南の関係、田中委員。

○田中委員 はい。現地を確認しましたが、特に問題ないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。

農業委員、推進委員で何か御意見・御質問ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第65号「農地法第4条第1項第7号の規定を準用する一時転用届出の件」を報告いたします。事務局から説明願います。はい。

○事務局 それでは議案書30ページを御覧ください。報告第65号「農地法第4条第1項第7号の規定を準用する一時転用届出の件」、別紙のとおり農地法第4条第1項第7号の規定を準用する一時転用届があったもののうち専決処分したものについて報告します。議案書31ページを御覧ください。1件ございます。届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地が、口谷東(地番)、地目が畑、地積が、2,120㎡。耕作者は、(氏名)さんです。転用目的が、工事車両の通路としてです。造成期間及び建設期間は令和7年3月1日から令和7年7月31日までです。その他といたしまして、近隣住宅開発に伴う工事車両の通路として2,120㎡のうち、66㎡の一時転用となっています。鉄板敷きです。一時転用完了後は終了届を提出していただく予定となっております。位置図については32ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 はい。ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。阪上照一委員。

○阪上照一委員 ちょっと私とこの申請なんですけれども、隣接しておりますお隣さんが今度新しい家を建てはるんですけれども。幅が2メートルしかなくて家は建てられるとはいうものの工事車両を入れて建てるとなると、なかなか大変だということでちょっと通路として利用させてほしいという要請がありました。ちょうど角ばった体になってるんですけれども何とか車の通る範囲だけでしたら、建設期間だけでも提出してもうて、ということで出させてもうてます。ちょっと壁側になるんですけれども、ちょっとこないなってますので、今回させていただきました。別に問題はないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で何か御意見・御質問等ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第66号「農地法施行規則第29条第1項

の規定による届出の件」を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 はい、それでは議案書の34ページを御覧ください。報告第66号「農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件」、別紙のとおり農地法施行第施行規則第29条第1項の規定による届出があったもののうち専決処分したものについて報告します。議案書35ページを御覧ください。全部で2件ございます。1件目です。申請人、(住所)、(氏名)さん。申請地が、山本中(地番)、地目、畑、地積404㎡、耕作者、(氏名)さん。転用目的が、農作業小屋の建築。工事期間が、令和7年3月25日から4月30日まで。施設の概要は、構造平屋1棟。面積が、延床面積39.09㎡です。その他としまして、水利組合の同意書の添付があります。隣接農地はないため同意書の添付はありません。全部事項証明書の添付がでございます。位置図につきましては、36ページを御覧ください。続きまして2件目です。申請人、(住所)、(氏名)さん。申請地が、上佐曾利字(地番)、地目が田、地積、356㎡のうち45.03㎡。耕作者は、(氏名)さんです。転用目的が、農業用倉庫の建築。工事期間が、令和7年3月8日から5月31日までです。施設の概要が、構造鉄骨造り1棟。面積が延べ床面積、72㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地の同意書の添付、全部事項証明書の添付がでございます。農機具等の収納を目的とし、自宅敷地及び申請地に建築されます。位置図につきましては、38ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。1件目、山本中の関係、金岡委員。

○金岡委員 (氏名)さんのところは盆栽をやっておりまして、盆栽の道具そういうのを置いていたハウスが長年の劣化で倒れかけてましたので、それを新築にしてそこで作業小屋兼置場という形でするような感じです。

○林会長 はい、ありがとうございます。2件目、小中委員。

○小中委員 コンバインなどの大規模なやつを入れる場所がないので、何とか家の中で誘導したいなということで今回、この届出をしました。よろしくお願いします。

○林会長 はい、分かりました。農業委員、推進委員で本件に対しまして、何か御意見・御質問等ございますか。特にないようですので、報告第67号「盛土承認願の件」を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 はい、それでは、議案書40ページを御覧ください。報告第67号「盛土承認願の件」、別紙のどおり盛土承認願の届出がありましたので報告します。議案書41ページを御覧ください。1件です。願出人、(住所)、(氏名)さん。申請地、下佐曾利字(地番)、ほか1筆、地目が田、地積が2筆合計295㎡です。耕作者は、(氏名)さん。盛土する理由は、周辺地と一体的に耕作を行うためです。工事期間が令和7年3月1日から180日間盛土の高さは1.2Mです。その他といたしまして、水利組合同意書の添付がでございます。隣接農地はないので同意書の添付はございません。申請地が下佐曾利字(地番)、田、264㎡及び(地番)、田、31㎡となっております。位置図につきましては42ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございます。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。小中委員。

○小中委員 利用価値が上がらないということなので今回の盛土については適正な判断かと思っております。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で何か御意見・御質問等ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第68号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件」を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 はい。それでは議案書43ページを御覧ください。報告第68号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件」、別紙のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。44ページを御覧ください。全部で4件ございます。1件目です。申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年2月10日から令和7年2月5日です。耕作面積は、411㎡です。納税猶予農地が自作地、安倉西(地番)の1筆です。面積が、自作地411㎡、合計411㎡です。証明年月日が令和7年2月5日です。その他といたしまして、願出地、安倉西(地番)、畑、411㎡、植木となっております。位置図につきましては、46ページを御覧ください。続きまして、2件目です。(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和4年2月16日から令和7年2月10日です。耕作面積が、1,718㎡、納税猶予農地が、安倉南(地番)、ほか3筆の合計4筆です。面積が、自作地1,718㎡で、合計1,718㎡です。証明年月日は令和7年2月10日です。その他といたしまして、願出地、安倉南(地番)、田、314㎡、畑。安倉西(地番)、田、68㎡。(地番)、田、732㎡。(地番)、田、604㎡、田、となっております。位置地図については、47ページを御覧ください。続きまして3件目です。(住所)、(氏名)さん。令和4年2月10日から令和7年2月27日です。耕作面積が、3,223.15㎡です。納税猶予農地が、安倉北(地番)、ほか3筆です。貸付地が、安倉北5丁目952番1、ほか4筆の合計9筆です。面積は、自作地が、884㎡。貸付地が、2,339.15㎡の合計3,223.15㎡です。証明年月日が、令和7年2月27日です。願出地は、安倉北(地番)、田、257㎡。(地番)、田、56㎡、畑。(地番)、田、542㎡、畑・植木。2229番、田、29㎡、畑。安倉北(地番)、田、175㎡。(地番)、田、1,357.78㎡。(地番)、田、70.49㎡。(地番)、田、676.76㎡。(地番)、田、59.12㎡、畑、都市農地貸付となっております。位置図については、48ページ、49ページを御覧ください。続きまして4件目です。申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和4年2月8日から令和7年2月10日です。耕作面積が、5,811㎡、納税猶予農地は、自作地、泉町(地番)、ほか8筆の合計9筆です。面積は全て自作地で、合計5,811㎡です。証明年月日が令和7年2月10日です。願出地は、泉町(地番)、田、678㎡、田。安倉北(地番)、田、320㎡、畑。(地番)、田、76㎡。(地番)、田、776㎡。(地番)、田、892㎡、田。区画整理前、(地番)、田、912㎡。(地番)、田、753㎡。(地番)、田、1,388㎡。(地番)、田、16㎡。区画整理後が、安倉北(地番)、田、15.66㎡。(地番)、田、2,987.2㎡、田。位置図については、50ページ、51ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。農業委員、推進委員で何か御意見・御質問はございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第69号「相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件」を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 はい。それでは議案書52ページを御覧ください。報告第69号「相続税の納税猶

予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件」、別紙のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。議案書53ページを御覧ください。1件です。申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が、令和6年12月1日から令和7年2月27日。耕作面積は、2,339.15㎡。納税猶予農地が、貸付地として安倉北(地番)、ほか4筆の合計5筆です。面積が全て貸付地で、2,339.15㎡です。証明年月日が令和7年2月27日。願出地が、安倉北(地番)、田、175㎡。(地番)、田、1,357.78㎡。(地番)、田、70.49㎡。(地番)、田、676.76㎡。(地番)、田、59.12㎡、畑です。位置図については、54ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。農業委員、推進委員で何か御意見・御質問はございますか。特にないようですので、以上で本日の議案4件、報告6件についての審議等は終了いたします。これをもちまして令和7年第3回総会を閉会したいと思います。

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6 番（会長） 林 五 郎

5 番 逢 坂 洋 子

7 番 阪 上 照 一